

東海村芸術祭芸能部門規則

第1条 目的

本会は実行委員会規約に則り東海村の文化芸術と本部門参加団体の発展向上を目的とする。

第2条 参加団体

東海村文化協会所属連盟及び東海村で育成支援した団体からの参加希望団体。

第3条 部会

本会は芸能部門芸術祭参加団体の代表により構成し、芸能部門芸術祭の計画・実施に係わる内容を審議・遂行する。

第4条 役員

本会には、次の役員を置く。

実行委員長 1名 副実行委員長 1名 幹事長 1名 幹事 1名

第5条 役員を選出

実行委員長は文化協会副会長が務める。

実行委員長を除く役員は部会の互選による。

第6条 役員の任期

任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第7条 運営

本会は参加団体の自主性を尊重し合議制により運営する。

第8条 事務局

財団法人東海村文化・スポーツ振興財団が司る。

(事務局長：1名 事務局員：若干名)

第9条 その他

会則第2条以外の団体及び個人の出演については第2条 参加団体から協力要請があった場合に出演させることができる。

附則

本会則は 平成24年2月24日制定、施行する。